

窪田委員（良政会）

平成 25 年 3 月 12 日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）いじめの早期根絶に向けた取組について

いじめは、絶対に許されない行為であり、家庭や地域とも連携しながら、いじめの未然防止や早期発見・早期対応等の取組を一層強化し、いじめの早期根絶に努める必要がある。

いじめは、いつの時代にもあり、なくならないという現状の中で、これまでのありきたりの対応では成果が上がらないと思うが、いじめの根絶に向けて、どのような対策を考えているのか、これまでの対策との違いはどこにあるのか、併せて教育長に伺う。

（答）

いじめの問題については、これまで、全ての児童生徒を対象に、日常的な観察を行うとともに、相談窓口紹介カードを配付したり、定期的なアンケート調査や個別面談等を実施したりするなど、いじめの早期発見・早期対応の対策を中心に取り組んできたところでございます。

今後は、早期発見・早期対応に加えて、未然防止の観点からの対策の強化が必要と考えており、児童生徒が、いじめは人間として絶対に許されない行為であるということを認識し、自らがいじめのない集団づくりを実践していくことが大切であると考えております。

このため、いじめの問題を直接取り扱う授業の学習指導案を作成・配付し、各学校において実践するように指導するとともに、児童会・生徒会活動などにおいて、いじめのない学校づくりに向けて話し合い、具体的な行動をするなどの取組が進むよう指導して参ります。